

ヘルパーステーションあじさい（訪問介護・介護予防日常生活支援総合事業）

<介護予防・日常生活支援総合事業 手助け訪問の場合> (1回の利用料：1割の場合)

区分	内容	合計
手助け訪問	1回20以上30分未満	189円
	1回30以上60分未満	237円

<介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防訪問の場合> (1ヶ月の利用料：1割の場合)

区分	内容	合計
訪問型サービスⅠ	週に1回程度必要と認められたもの	1,176円
訪問型サービスⅡ	週に2回程度必要と認められたもの	2,349円
訪問型サービスⅢ	介護予防（Ⅱ）以上の回数が必要と認められたもの。但し、要支援2のみ。	3,727円
各種加算		金額
訪問型サービス初回加算		200円/月
訪問型サービス同一建物減算		10% 減算
介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数に13.7%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数に6.3%

<要介護認定の場合> (1回の利用料：1割の場合)

区分	内容	合計
生活援助 中心	20分以上45分未満	183円
	45分以上	225円
	身体介護に引き続き生活援助を行う場合 20分から起算して25分を増す毎に67円（201円を限度）	
身体介護 中心	20分未満（要件を満たした場合のみ算定可能）	167円
	30分未満	250円
	30分以上1時間未満	396円
	1時間以上1時間30分未満 以降30分増す毎に84円加算	579円
各種加算		金額
初回加算		200円/月
生活機能向上連携加算（Ⅰ）		100円/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200円/月
緊急時訪問介護加算		100円/回
夜間又は早朝の場合		+ 100分の25円
深夜の場合		+ 100分の50円
2人の訪問介護員の場合		2倍の料金
同一建物及び同一敷地内		10% 減算
特定事業所加算（Ⅱ）		+ 100分の10円
介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数に13.7%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数に6.3%

【MEMO】